

役員変更登記申請は便利なオンライン申請で

会社の取締役など役員の任期満了に伴う改選や増資、本店移転、目的変更などを株主総会や取締役会で変更した際は会社登記の変更登記の申請を行っていただく必要があります。役員が同じ顔ぶれであったとしても変更登記は必要となります（この場合「重任」といいます。）。

登記申請方法には書面の申請書を窓口で提出したり、郵送による申請の他に、インターネットで行う申請（オンライン申請）があります。

オンライン申請は事務所のパソコンで登記の進行状況がわかるなどメリットも多く、おすすめです。また、法務省のソフトで申請書を作成し、申請書を持ち込みいただく申請（二次元バーコード申請）もあります。二次元バーコード申請は電子証明書がなくても申請用ソフトをダウンロードするだけで利用でき、手続きの進捗確認も事務所のパソコンから確認できるなど便利です。

この機会にオンライン申請をしてみたいはいかがでしょうか。

オンラインで申請をやってみようと思ったらこちら↓

オンライン申請案内ページのアドレス

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00003.html

電子証明書はないけど…という方はこちら↓

二次元バーコード申請案内ページのアドレス

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page8_000001_00016.html

会社法人登記申請手続き案内ページはこちら↓

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki2.html>



お問い合わせは

〒400-8520

甲府地方法務局

山梨県甲府市丸の内一丁目1番18号

TEL 055-252-7151（音声ガイダンス②）

甲府地方法務局オリジナルキャラクター

ツツジちゃん